

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月12日 06時30分ごろ
発生場所	香川県 ^{かんおんじ} 観音寺市観音寺港北西方沖 観音寺港一文字防波堤南灯台から真方位325° 1.21海里付近 (概位 北緯34°08.4′ 東経133°36.9′)
事故の概要	漁船 ^{ゆうれん} 優凜丸は、南東進中、また、漁船 ^{きんえい} 金栄丸は、えい網しながら東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 優凜丸、4.95トン KA3-23095（漁船登録番号）、個人所有 第280-13255号（船舶検査済票の番号） B 漁船 金栄丸、4.9トン KA3-25019（漁船登録番号）、個人所有 第280-41775号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂 B 左舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時34分、常用薄明時刻：06時08分
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、観音寺市 ^{いぶき} 伊吹島北東方沖の漁場での底引き網漁を終え、観音寺港に向け帰途に就き、法定灯火を点灯し、約4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進した。 船長Aは、右舷側にいた漁船以外に周囲に他船はいなかったように見えたので前路に他船はいないものと思い、観音寺港の入口に針路を向けることに注意を向けながら航行を続け、前路にいたB船に接近していることに気付かず、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、観音寺港北西方沖で法定灯火を点灯し、約3knの速力で底引き網をえい網しながら東進した。 船長Bは、左舷船尾方約400mに接近するA船を認めたが、航行中の船舶がえい網中のB船を避けてくれると思い、船尾甲板上で漁獲

	物の選別作業を行いながら同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、B船とA船とが衝突した。
分析	<p>A船は、南東進中、船長Aが、前路には他船はいないものと思い、観音寺港の入口に針路を向けることに注意を向けながら航行を続けていたことから、前路にいたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、えい網しながら東進中、船長Bが、左舷船尾方から接近するA船を認めたものの、A船がえい網中のB船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、A船が南東進中、B船がえい網しながら東進中、船長Aが、前路には他船はいないものと思い、観音寺港の入口に針路を向けることに注意を向けながら航行を続け、また、船長Bが、左舷船尾方から接近するA船を認めたものの、A船がえい網中のB船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中は、特定の方向だけに注意を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、えい網中であっても、接近する他船の動静を監視し、必要に応じて注意喚起を行うとともに、早めに衝突を避けるための動作をとること。